

【新設】（特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲）

47-1 措置法第47条第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

【解説】

- 1 本制度は、機械及び装置、建物並びに構築物のほかその建物の附属設備も対象とされているが（措法47①）、その対象となる事業再編促進機械等は、農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に定められた事業再編促進対象事業の用に供するものとして同計画に記載されるものであること、建物附属設備の取得又は建設は、通常は建物の取得又は建設と同時に行われるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないこと等から、建物附属設備については、その建物本体と同時に取得又は建設をする場合に限って本制度の対象とすることとなる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の34-1）を定めている。